

令和4年函審第7号

裁 決

モーターボートA定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月4日12時39分

北海道増毛港西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 6.92メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 103キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪を、その左舷前方にGPSプロッターを、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年9月4日07時00分増毛港を発し、同港北西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、増毛港西方沖合には、別荘港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）から013度（真方位、以下同じ。）1.0海里、023.5度1.1海里、076度1,230メートル及び076度830メートルの各地点を順次結んだ線によって囲まれた海域に、北海道知事から免許を受けた免許番号増さけ定第4号と称する定置漁業の漁場区域（以下「第4号漁場区域」という。）が平成31年2月1日から令和5年12月31日まで設定されていた。

a受審人は、前示の釣り場に到着して09時00分釣りを開始したのち、北海道赤岩岬西方沖合の釣り場に移動して釣りを行ったものの、ともに釣果が得られなかったことから、12時00分同釣り場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、同乗者1人が船尾甲板で後方を向いて釣りの片付けを行い、同1人が操舵室左舷側の椅子に腰を掛けて居眠りをする中、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で単独で操船に当たり、12時31分半僅か前北防波堤灯台から307度2.6海里的の地点で、針路を増毛港北方沖合に向く089度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

12時33分少し過ぎa受審人は、北防波堤灯台から317度2.2海里的の地点に達したとき、海上が平穏で、周囲に他船を認めなかったことから、気が緩んで眠気を催したが、間もなく増毛港に至る

ので、それまで眠気を我慢できると思い、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく続航した。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうちいつしか居眠りに陥り、無意識のうちに右舵が取られ、緩やかに右転しながら第4号漁場区域に向かって進行し、12時39分北防波堤灯台から013度1.0海里の地点において、Aは、船首が154度を向いたとき、原速力のまま、同区域に設置された定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候はほぼ高潮時であった。

その結果、推進器翼に修理不要の擦過傷を生じ、定置網は身網に切損を生じ、のちに修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件定置網損傷は、増毛港西方沖合において、同港に向けて帰航する際、居眠り運航の防止措置が不十分で、第4号漁場区域に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、増毛港西方沖合において、操縦席に腰を掛けた姿勢で単独で操船に当たり、同港に向けて帰航中、海上が平穏で、周囲に他船を認めなかったことから、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、間もなく増毛港に至るので、それまで眠気を我慢できると思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、緩やかに右転しながら第4号漁場区域に向かって進行して同区域に設置された定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 9 月 2 7 日

函館地方海難審判所

審判官 大 野 浩